

指定介護（介護予防）支援事業所 様
松原市地域包括支援センター 様

松原市健康部高齢介護課長

居宅介護支援における独居高齢者加算の取扱いについて（通知）

平素は、介護保険事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度の介護保険制度改正により居宅介護支援における独居高齢者加算について、個々の事例における算定可否についてのご質問が多数寄せられておるところです。つきましては、算定要件・留意事項及び算定可否の具体事例について、以下のとおり通知致しますのでご留意下さい。

記

1. 算定の要件

独居高齢者加算は、利用者からケアマネジャーに対して単身で居住している旨の申し立てがあった場合であって、ケアマネジャーのアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は算定できるものとする。（老企第36号第3の15参照）

（参考）

「介護支援専門員がケアマネジメントを行う際に、家族等と居住している利用者に比べて、生活状況等の把握や日常生活における支援等が困難であり、訪問、電話など特に労力を要する独居高齢者に対する支援についての評価を行うもの」（平成21年4月報酬改定関係Q&AVol.1）参照

2. 留意事項

- ・アセスメントの結果は居宅サービス計画等に記載すること。
- ・少なくとも月に1回、モニタリングに利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等（第1表～第7表）に記載すること。
- ・単独世帯であっても、アセスメント・モニタリングの結果、同居者がいる場合は加算の算定はできない。

3. 算定可否の具体事例

番号	事 例	可否	考え方
1	同居者が働いており、日中独居の場合	×	実際に同居者がいるため、加算の算定はできない。

2	同居者が長期出張（単身赴任で月に1～2日帰省する）の場合	○	暦月単位で不在であれば、実質的に同居者がいないため算定可能。
3	同居者が長期間にわたるショートステイを利用している場合	○	暦月単位で入院・入所していれば算定可能。（ただし、月途中では算定不可）
4	独居であるが、複数の子どもが交代で夜間も含め常時介護している場合	×	介護を目的として家族が常駐しており「利用者の状況を把握している者が同居」と同等と解されるため加算の算定はできない。
5	ケアハウス、有料老人ホーム等に入居している場合	×	当該利用者の生活状況を把握している者がおり、その者から当該利用者に係る生活状況等の情報収集が出来る場合、介護支援専門員がケアマネジメントを行うにあたって、生活状況等の把握や日常生活における支援等に、特に労力を要するとは判断しがたいために当該算定を一律にすることはできない。（平成25年4月1日付松高第1329号通知）
6	同一敷地内の別棟に子どもが居住している場合	×	子どもが同居と同程度の場所に居住しており「利用者の状況を把握しているものが同居」と同等と解されるため加算の算定はできない。（個々の事例については要相談）
7	独居であり、近隣に子どもは居住しているが諸事情により、ケアマネジャーの支援が常時必要な場合	○	当該利用者の日常生活等に常時支援が必要で、ケアマネジャーが訪問・電話等の労力を要すると判断される。

※個別事例について、判断に迷う場合は本市にご相談くださいますようお願いいたします。

※当該加算の算定については、住民票による確認が原則（平成24年3月31日まで）でしたが、住民票に代替するものとして、独居高齢者加算アセスメントシートを作成しましたので活用してください。
（ケアプランが変更する場合や利用者の環境が変化した場合は見直しをする必要があります。）

松原市健康部高齢介護課 認定係
 担当：木村
 電話：072-334-1550
 Fax：072-337-3052
 E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp